

第7回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成29年12月26日（火） 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下 大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第13号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第 4 | 議第44号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 5 | 議第45号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 6 | 議第46号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第47号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第48号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 9 | 議第49号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について |
| 日程第10 | 議第50号 | 農用地利用配分計画（案）について |
| 日程第11 | 議第51号 | 農用地利用配分計画 {権利移転}（案）について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

村上真由美、谷口忠幸、丸山斉、岩本洋子、山下義隆、鴻巣明久、加藤正雄、小坂治重、黒木甚右エ門、増田 勝、森山護、伊藤善明、下田初秋、道上修、清水直喜、中田一彦、杉本彰信、洞谷由次、田口康慈

○本日会議に欠席した委員

なし

○本日会議に出席した職員等

事務局長：橋本哲夫、事務局次長：林篤志、振興主事：中田義博、農地主事：小笠原茂、書記：脇坂光生、田中裕、武川尚、水橋靖、山腰勝也、東野敏朗、木戸脇良昭、尾形博司、（代理）本山秀治、高井紀夫
飛騨農林事務所農業普及課：井之本浩美、林務課長：長谷川雅樹、畜産課長：丸山浩一、農地相談員：森本和彦

職務代理

ただいまより第7回高山市農業委員会を開催いたします。
本日は、欠席報告はいただいております、現在の出席委員は、19名全員であり過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。
続きまして、会長より挨拶を願います。

会長

本日は、年末のあわただしい時期に多数お集まりいただきましてありがとうございました。
お願いがありますが、一つ目は、来年2月15日に農業委員会OB会を計画しております。昔は旧高山市の委員で行っていましたが、今回のOB会から、H17年以降の委員さん全員に声をかける事としました。もし、地元の元委員さんから問い合わせがございましたら是非出席していただくようご案内をお願いします。また、皆さんの所へも案内が届きますが、出席いただけるよう今の内から段取りをお願いします
二つ目は、来月から認定農業者の会の研修会が予定されますが、その会合に推進委員さんと共に出席していただきたいと思っています。事務局から随時案内が届くと思いますが、ご協力をお願いします。
今日で顔を合わせるのも最後になる方も多いと思いますが、年明けの1月11日には市長と語る会、新年会、また羽島での研修会等いろいろ行事あります。皆様、良い年を迎えられ、来年も元気でこの場所でお会いすることを願います。

	本日も、どうか宜しくお願いします。
職務代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。</p> <p>会長が議長を務め、進行いただきます。</p>
議長	<p>日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。</p> <p>議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>異議がありませんので、指名をさせていただきます。</p> <p>議席番号 15番 清水委員と、16番 中田委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第2 会期の決定について を議題とします。</p> <p>会期は本日1日としたいと存じますが、異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。</p> <p>日程第3 報第13号 農地所有適格法人の報告等について を議題とします。</p> <p>事務局の説明を願います。</p>
小笠原 農地主事	<p>今回は53法人のうち3法人についての報告となります。</p> <p>農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。</p> <p>(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明)</p> <p>以上3件について報告いたします。</p>
議長	<p>以上、報告のとおり確認しました。</p>

続きまして、日程第4 議第44号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

木戸 脇
書 記

今回は、10件の上程です。

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、売買の旨を説明)

以上、10件、田畑17筆 8,342㎡についてご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定します。

続きまして、日程第5 議第45号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

木戸 脇
書 記

今回は、3件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

		以上、3件、田畑4筆 2,467 m ² についてご審議をお願いします。
議	長	ただいまの件についてご意見等ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。 続きまして、日程第6 議第46号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
木戸	脇	本日は5件の上程です。
書	記	当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。 (各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨 (その他の説明) 3番について、受人は外国籍のため議案書の氏名については、県へ照会した結果、後の登記簿への記載名とした旨。 4番は、家族間で使用貸借するもの。 以上、5件、田畑5筆 1,306 m ² についてご審議をお願いします。
議	長	ただいまの件についてご意見等ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第7 議第47号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

木戸 脇 記
書 記
今回は、2件の上程となります。
(各案件について、下線表示している計画の変更内容を説明)
(その他の説明)
2番については、期間延長として変更するものです。
以上2件について、ご審議をお願いします。

議 長
ただいまの件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長
異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第8 議第48号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

1番は委員案件であります。該当委員は議事参与できませんので
お願いします。

委員案件について、事務局の説明をお願いします。

尾形 書記
本日は39件の上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。
(1番について、受人が認定農業者の旨、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借及び賃貸借の存続期間及び新規の旨を説明)
以上、田畑6筆 8,404 m²についてご審議をお願いいたします。

議 長
ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長
異議なしと認め、1番について承認といたします。
1番の関係委員の議事参与制限を解きます。

続きまして2番以降の説明をお願いします。

尾形書記 (2番以降について、受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあっては存続期間及び新規・更新の別を説明)

(その他の説明)

39番の所有権移転は、スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し説明

以上、田畑64筆 98,573 m²についてご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、承認とします。

続きまして、日程第9 議第49号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

尾形書記 本日は6件についての上程です。

農地中間管理機構である借人は、貸付候補農用地等リストに基づき、田畑11筆 16,876 m²について、新規10年の賃貸借権を設定するものです。

以上ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について、承認とします。

続きまして、日程第10 議第50号 農用地利用配分計画(案)について を議題とします。

事務局の説明を願います。

尾形書記 本日は11件についての上程です。
(受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、新規賃貸借の存続期間を説明)
以上、11件についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用配分計画(案)について、承認とします。

続きまして、日程第11 議第51号 農用地利用配分計画[権利移転](案)について を議題とします。

事務局の説明を願います。

尾形書記 本日は1件についての上程です。
(以前の農業委員会において農用地利用配分計画の承認後、県の告示を受けた農地で新たな借り手へ権利移転を行う旨、及び借り手の認定農業者・担い手等の別、経営内容、作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間を説明)
以上、1件についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用配分計画[権利移転](案)について、承認とします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

議

長

それではこれもちまして、第7回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時30分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

清水 直喜 委員

中田 一彦 委員
